

# 兵庫県公報

平成31年1月11日 金曜日 第3070号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	6
○道路の区域の変更（同）	6
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	7
<b>公 告</b>	
○特約業者の指定の取消し（税務課）	7
○入札公告（広報戦略課）	7
○同 上（同）	9
○同 上（同）	11
○平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペの実施（同）	13
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○同 上（同）	16
○同 上（同）	16
○落札者等の公示（管理課）	16
○同 上（同）	17
<b>公安委員会告示</b>	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	17

## 告 示

### 兵庫県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
青い鳥クリニック	芦屋市南宮町12-24-2	平成30年11月1日
かもめ薬局芦屋店	同 上	同
芦屋セントマリアクリニック	芦屋市大原町5-21 阪下ビル3階	平成30年12月1日
訪問看護ステーション陽まり	加古川市東神吉町西井ノロ623-4	同 年11月19日
大橋クリニック	宝塚市小林2-10-17 ストリート小林2階	同 月1日
有馬歯科・矯正歯科	同 市仁川北3-7-14 ペガサスビル201	同
訪問看護ステーションシャイン	同 市亀井町10-74	同
とがわ歯科クリニック	同 市売布東の町21-22 ダイエー宝塚中山店2階	平成30年12月1日
ウエルシア薬局川西アステ店	川西市栄町25-1 アステ川西TENPO175内210号	同 年11月1日
ウエルシア薬局イオンタウン川西店	同 市多田桜木1-4-1	同 年12月1日
まりん歯科	加東市家原字庄幸245-5	同 年11月1日
医療法人社団星晶会 ふるさと透析診療所	川辺郡猪名川町広根字北后久2番	同 年12月1日
エミ内科歯科クリニック	揖保郡太子町太田667-1 J's ガーデン103号	同
エミ内科歯科クリニック	同 上	同



兵庫県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
有限会社訪問看護ステーションあゆみ	伊丹市西台1-2-3 山本不動産ビル602号室	所在地
訪問看護リハビリステーションシェアリは	同 市昆陽池1-37-10	同 上
稲見医院	三木市大村871-3	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
島津歯科医院	洲本市本町8-6-2
芦屋セントマリア病院	芦屋市大原町5-20
板垣薬局	豊岡市大手町4-5 アイティ1階

あくら薬局	宝塚市安倉南4-37-3
有限会社つるや薬局	川西市小花1-1-10
ウエルシア薬局川西アステ店	同 市栄町25-1 アステ川西TENPO175内210号
有限会社小林薬局	加西市北条町北条28-1 アスティアかさい1階



**兵庫県告示第26号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
かなやま歯科医院	伊丹市北伊丹8-260-1 ランティス伊丹北1階



**兵庫県告示第27号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
佐保堂薬局野口店	加古川市野口町北野1101-4	株式会社佐保堂メディカル	加東市社508-2	平成30年12月1日
訪問介護事業所癒居	同 市尾上町養田1436-5	NPO法人癒居	加古川市尾上町養田1436-5	同 年11月1日
あだち歯科	川辺郡猪名川町笹尾字加門田31-4	安 達 隆	川辺郡猪名川町若葉1-30-7	同 月30日
医療法人社団栖田内科	篠山市黒岡184	医療法人社団栖田内科	篠山市黒岡184	同 月1日



**兵庫県告示第28号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ハッピー介護センター	伊丹市西台5-6-25 パセオ相生103	株式会社ハッピーコーポレーション	伊丹市御願塚8-10-6	所在地
有限会社訪問看護ステーションあゆみ	同 市西台1-2-3 山本不動産ビル602	有限会社訪問看護ステーションあゆみ	同 市西台1-2-3 山本不動産ビル602	同 上
あんずケアプランセンター伊丹	同 市御願塚2-2-38 サンライフ新伊丹102	株式会社フレアコーポレーション	川西市小花1-12-16	同 上
訪問看護リハビリステーションシェアりは	同 市昆陽池1-37-10	シェア・リハーブ株式会社	伊丹市昆陽池1-37-10	同 上
デイサービスらくらく	加古川市別府町新野辺1429-98	株式会社笑楽	加古川市別府町新野辺1429-98	同 上
訪問看護リハビリステーションこころ川西	川西市けやき坂2-62-22	訪問看護リハビリステーションこころ川西	川西市けやき坂2-62-22	同 上
居宅介護支援事業所フルライフケア川西	同 市久代4-5-3	フルライフケア川西	同 市久代4-5-3	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
パールケアサービス	加古川市尾上町口里字山崎727-8	ケアトラスト株式会社	明石市魚住町西岡842-4
パール訪問介護ステーション	同 上	同 上	同 上



兵庫県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
荻 埜 滉 大	伊丹市昆陽東2-1-18	荻埜はりきゅう接骨院	伊丹市昆陽東3-4-1-102	平成30年10月16日
田 中 祥 吾	豊岡市城崎町来日744	田中鍼灸整骨院	豊岡市千代田町11-28 シャングリラ大開	同 年11月9日

松 下 英 雅	加古郡稲美町六分一1209—644	東加古川鍼灸整骨院	加古川市平岡町新在家1140—11—102	同 年10月22日
---------	-------------------	-----------	-----------------------	-----------



**兵庫県告示第30号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施 術 所	所 在 地
荻 埜 滉 大	伊丹市昆陽東2—1—18	荻埜接骨院	伊丹市昆陽東2—1—18
金（松田） 香 東	川辺郡猪名川町白金2—3—64	まつた鍼灸接骨院	宝塚市雲雀丘2—1—3—105



**兵庫県告示第31号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
平成30年12月2日から平成31年3月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区岩岡町地先から加古川市尾上町地先まで



**兵庫県告示第32号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量及び航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成30年12月20日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域  
加古川水系直轄管理区間及び沿川（加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市及び加東市の各一部）



**兵庫県告示第33号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成31年1月2日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市の一部



**兵庫県告示第34号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年1月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大和北条停車場線	加西市鴨谷町字谷田655番1から 同 市鴨谷町字中曽根1704番まで	旧	6.0から 22.0まで	200.0	
		新	10.0から 26.0まで	200.0	



**兵庫県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年1月11日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	西脇市岡崎町字カヤノ内524番1から 同 市岡崎町字カヤノ内523番2まで	旧	13.0から 18.0まで	30.0	
		新	13.0から 18.0まで	30.0	



**兵庫県告示第36号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	三木市別所町下石野字此辺667番1から 小野市古川町字溝向40番2まで	旧	7.0から 38.0まで	10,169.0	
	三木市別所町下石野字此辺667番1から 小野市古川町字溝向40番2まで 三木市別所町下石野字下山671番から 小野市池尻町字東山627番95まで	新	7.0から 38.0まで 13.0から 90.0まで	10,169.0 3,387.0	予定地



**兵庫県告示第37号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 E I 株式会社
- 2 代表者氏名 浅井佳正
- 3 事務所所在地 神戸市中央区御幸通二丁目1番6号 ジェイルミナ神戸三宮601号
- 4 免許証番号 兵庫県知事(1)第11703号
- 5 免許年月日 平成26年10月17日

**公 告**

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
久後石油 株式会社	加古川市神野町西之山85-1	平成30年12月1日



**入札公告**

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部、宝塚市及び神戸市の一部）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年1月11日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名
    - ア 平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部）

イ 平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（宝塚市）

ウ 平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（神戸市の一部）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア、イ及びウについて入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 白藤

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年1月11日（金）から同月21日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 1(1)ア 平成31年1月25日（金）午前10時 兵庫県庁西館 1階小入札室

イ 1(1)イ 平成31年1月25日（金）午前10時30分 兵庫県庁西館 1階小入札室

ウ 1(1)ウ 平成31年1月25日（金）午前11時 兵庫県庁西館 1階小入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年1月24日（木）午後4時まで以上に上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100の5以上の額を、平成31年1月24日（木）の午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成31年1月24日（木）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（月）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成31年1月21日（月）午後4時までに入札すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



**入札公告**

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・

新聞折込・運送業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年1月11日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 調達内容

### (1) 業務件名

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・新聞折込・運送業務

### (2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

### (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 長嶺

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年1月11日（金）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年2月13日（水）午前9時30分 兵庫県庁第1号館1階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年2月12日（火）午後4時まで上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、平成31年2月12日（火）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成31年2月12日（火）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（月）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成31年1月25日（金）午後4時までに前記3（1）の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 入札公告

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年1月11日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 業務件名

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務

## (2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

## (4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

## (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 長嶺

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年1月11日（金）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年2月13日（水）午前10時 兵庫県庁第1号館1階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年2月12日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100の5以上の額を、平成31年2月12日（火）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成31年2月12日（火）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（月）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成31年1月25日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

**平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペの実施**

平成31年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 趣旨

平成31年度兵庫広報紙「県民だよりひょうご」について、兵庫県のさまざまなことがわかり、兵庫県のことがもっと好きになる広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

## 2 企画提案コンペの概要

### (1) 名称

平成31年度兵庫広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペ

### (2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

### (3) 提案対象

タブロイド判8面の「県民だよりひょうご」のうち、4面分の作品とする。

### (4) 主催者及び事務局

#### ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

#### イ 事務局

兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 ファクス（078）362-3903

電子メール kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び選考委員会の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 広報紙「県民だよりひょうご」編集基本要領に従って発行業務を行えること。

## 4 応募手続

### (1) 募集要項の配布

#### ア 配布方法

事務局において配布する。

#### イ 配布期間

平成31年1月11日（金）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 応募函書の受付

#### ア 受付方法

事務局に持参すること。

#### イ 受付期間

平成31年1月11日（金）から同年2月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時（平成31年2月14日（木）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）

## 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

### (1) 質疑

#### ア 質疑の方法

電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（募集要項に定める質疑応答書によること。）

#### イ 質疑受付期間

平成31年1月11日（金）午前9時から同年2月1日（金）午後5時まで

#### ウ 回答

平成31年2月6日（水）までに、電子メール又はファクスにより回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

応募図書は次のとおりとする。なお、審査の必要上、後日、追加の資料の提出を求めることがある。

ア 応募申込書（募集要項に定める様式）

イ 会社概要

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品（10部）

オ 企画説明書（募集要項に定める様式）（10部）

カ 応募者が主となって制作した定期刊行物

キ 見積書

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び通知の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のある者は受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物について不備がないか事前審査を受けることができる。

イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、審査に際しては、平成31年2月25日（月）に企画のプレゼンテーション発表を求める。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

エ 応募者が5者を超える場合、選考委員会において、提出物等による1次審査を実施する場合がある。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を郵送で2月下旬に通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成31年5月号から平成32年4月号までの「県民だよりひょうご」通常号の編集業務並びに増刷号の編集及び印刷業務を委託する。

10 その他の応募条件等

広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペ募集要項による。

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市美保里48番、48番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市中地南町82番地の1

オーエイハウジング株式会社 代表取締役 横山 英人

3 許可年月日及び許可番号

平成30年11月20日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-6-2号（30高砂）

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮三丁目215番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町古宮四丁目1番22号  
徳 田 和 子
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年6月18日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－9号（30播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古田二丁目501番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町北在家2242番地  
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年7月13日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－13号（30播磨）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年1月11日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ICTスクールコンピュータ 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 落札金額  
1,501,200円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年10月30日





**落札者等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年1月11日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
教育情報ネットワーク情報セキュリティ対策機器の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月17日
- 4 落札者の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額  
85,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年11月6日

**公 安 委 員 会 告 示****兵庫県公安委員会告示第14号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成31年1月11日

兵庫県公安委員会

委員長 豊 川 輝 久

## 1 被処分者

| 氏 名   | 営業所の所在地                         | 営業所の名称 | 処 分 事 項                             |
|-------|---------------------------------|--------|-------------------------------------|
| 具 相 淑 | 兵庫県姫路市塩町139番地、140番地シャトードゥシルバー4階 | 響      | 風俗営業の許可（平成15年12月12日姫第平15-42号許可）の取消し |

## 2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

## 3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。